

船舶事故等調査報告書

平成26年2月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第187号
事故等種類	衝突（灯浮標）
発生日時	平成25年9月6日 19時46分ごろ
発生場所	岡山県倉敷市水島港港内航路南西端 水島港港内航路第1号灯浮標 （概位 北緯34°26.5′ 東経133°45.7′）
事故等調査の経過	平成25年10月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 第一 <sup>せいたか</sup> 生鷹丸、19トン 273-8646 広島、渡壁船舶有限会社 B 台船 K-76、長さ約45m なし、イワキテック株式会社
乗組員等に関する情報	船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A なし B 右舷船尾部に塗料付着 灯浮標 太陽電池モジュール及びマーキング装置が破損、やぐらが曲損
事故等の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、鉄板約135tを積載したB船をA船の船尾から長さ約40mのえい航索を使用してB船船首につないだ引船列（以下「A船引船列」という。）を構成しており、下津井瀬戸を約6.5ノット（kn）の対地速力で西進し、水島航路北口付近を南北に航行する船舶を避けながら、倉敷市上濃地島南方沖に向けて航行中、潮流で北に圧流され、平成25年9月6日19時46分ごろB船が水島港港内航路第1号灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）付近を通過した。 船長Aは、本件灯浮標付近を航行中に接触を認識するような衝撃を感じなかったが、21時00分ごろ海上保安部の巡視艇に停船を命じられ、8日06時20分ごろ愛媛県上島町岩城港に入港してB船を点検したところ、右舷船尾外板に幅約5cm、長さ約30cmにわたって緑の塗料が付着していることを発見した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の初期、潮流 北西流約2.0kn
その他の事項	船長Aは、ふだん、本件灯浮標の南方沖約500mを西進していた

	<p>が、本事故当時、上濃地島南方沖にこませ網の漁船が数隻操業していたので、いつもより北側の水域を西進していた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B なし A なし、B なし A あり、B あり</p> <p>A船引船列は、上濃地島付近を西進中、本件灯浮標に接近して航行したことから、B船が北西の潮流に圧流され、本件灯浮標と衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、A船引船列が、上濃地島付近を西進中、本件灯浮標に接近して航行したため、B船が北西の潮流に圧流され、本件灯浮標に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>船長Aは、本事故後、潮流の影響を十分に考慮して上濃地島の東側を水島に向け、北進することとした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・台船などをえい航する場合は、えい航索の長さや潮流の影響を十分に考慮し、灯浮標などに接近しないように適切に操船すること。</li> </ul>